

政令第六十一号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に改める。

第二条第二項第二号中「この項及び附則第十条第九項第一号において」を削り、「同法第二条第十五項」を「同条第十五項」に改める。

第六条の九の二の次に次の一条を加える。

（換価の猶予をする金額の限度額）

第六条の九の三 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。

一 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額

二 地方団体の長が法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

2 前項の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額について準用する。この場合において、前項第二号中「第十五条の五第一項」とあるのは、

「第十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第六条の十四第一項第四号中「又は法」の下に「第四十四条の二、」を、「第七十二条の三十九の四第一項」の下に「、第七十二条の五十七の二第一項」を、「第四百四十四条の二十九第一項」の下に「、第三百二十一条の七の十二第一項」を加える。

第六条の十五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「納付し」を「納付し、」に改める。

第六条の二十三中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第六条の二十三の二（見出しを含む。）中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の五ホ」に改め、同条を第六条の二十五とする。

第六条の二十三の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第四号の五口の政令で定める日等）

第六条の二十四 法第二十三条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書に係る法第五十二条

第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

- 2 法第二十三条第一項第四号の五八に規定する政令で定める日は、法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

第七条の三の二を次のように改める。

（恒久的施設の範囲）

第七条の三の二 法第二十三条第一項第十八号イに規定する場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

- 2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一 外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人のために、顧客の通常要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客

の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第七条の四の二第一項第一号中「のうち日本銀行の本店又は支店において直接支払われるもの」を削り、同項第九号中「給付補填金」を「給付補てん金」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる利子」を「国又は日本銀行の本店若しくは支店において直接支払われるもの」に改める。

第七条の十九第一項中「控除対象外国所得税の額」の下に「及び同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額」を加え、同条第二項中「控除限度額（」の下に「当該年において同法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。」を加え、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、「」において課された外国の所得税等」の下に「（当該年の前年以前三年

内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く。」を加え、「所得税法第九十五条、」を「同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に、「（同条第二十五条第三項）」を「から同条第二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年（所得税法第百二条の規定の適用を受ける年を除く。）にあつては同条第二百九十二条の十一第四項に規定する国税の控除余裕額から同条第二百九十二条の十二第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とし、所得税法第百二条の規定の適用を受ける年にあつてはその年において納付することとなる同条第二百五十八条第四項第一号に規定する控除対象外国所得税合計額がその年の国税の控除限度額に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税合計額を控除して得た額から同条第二百二十五条第三項）」に、「除く。以下この条及び第四十八条の九の二」を「除いた額とする。以下この項及び第四十八条の九の二第五項」に、「残額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項）」に改め、同条第五項中「同条の外国の所得税」を「同

条第一項に規定する外国所得税」に改め、「翌年度分」の下に「及び同法第百六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分」を加える。

第八条の五を次のように改める。

（法第五十二条第四項の政令で定める日等）

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2 法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第二項に規定する日とする。

第八条の九第一項中「第六十八条の九第十一項、」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の四第十一項、」及び「第六十八条の九第十一項、」を削る。

第八条の十第一項中「第四十二条の四第十一項、」を削る。

第八条の十二第二項中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に、「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第八条の十五中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「同条第五項の」を「同項の」に、

「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める。

第八条の十六中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度等開始日」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「被合併法人等九年前事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前事業年度等開始日」に改める。

第八条の十八中「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「のうち同条第九項」を「のうち法第五十三条第九項」に、「同条第九項の」を「同項の」に、「基因して同条第十項」を「基因して法第五十三条第十項」に改める。

第八条の十九中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に改める。

第八条の二十一中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める。

第八条の二十二中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度等開始日」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「被合併法人等九年前事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前事業年度等開始日」に改める。

第八条の二十四中「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める。

第九条中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に改める。

第九条の七第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同条第二項中「第四百十四条の二第一項に規定する控除限度額」の下に「に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額」を加え、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第二条第十二号の七の四」

を「第二条第十二号の七の二」に、「第八項」を「第九項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二十九項中「第七項又は第十九項」を「第八項又は第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を第二十一項とし、第十九項を第二十項とし、同条第十八項中「同条の外国の法人税」を「同条第一項に規定する外国法人税」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第八項」を「第九項」

に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第二号中「第七項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に、「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に、「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第二十二項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十三項、第二十項及び第二十三項」を「第十四項、第二十一項及び第二十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第八項」に、「計算した額（以下この条、第四十八条の十三）を「計算した額（以下この項、同条）」に、「この条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」を「この項及び第四十八条の十三第九項において「国税の控除余裕額」に、「第四十八条の十三において「道府県民税

の控除余裕額」を「第四十八条の十三第九項において「道府県民税の控除余裕額」に、「この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を「この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

第九条の九の四第三項第四号及び第九条の九の五第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。

第十条第二項第一号中「外国法人（」を「外国法人等（外国法人（」に改め、「同じ。）」の下に「又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号及び第三号中「外国法人」を「外国法人等」に改め、同条第三項中「外国法人に」を「外国法人等に」に改め、同項第一号及び第二号中「外国法人」を「外国法人等」に改め、同項第三号

中「含む。」の下に「又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（その親族その他その個人と特殊の関係のある者を含む。）」を加える。

第二十条の二の十九の見出しを「（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）」に改め、同条中「第七十二条の二十一第五項第一号」を「第七十二条の二十一第六項第一号」に改め、同条第五号中「第七十二条の二十一第五項第二号」を「第七十二条の二十一第六項第二号」に改める。

第二十条の二の二十（見出しを含む。）中「第七十二条の二十一第五項第二号」を「第七十二条の二十一第六項第二号」に改める。

第二十条の二の二十一第一項中「当該特定内国法人の資本金等の額」の下に「（法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した金額をいう。以下この節において同じ。）（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）」を加え、同条第二項中「当該特定内国法人の資本金等の額」の下に「（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）」を加える。

第二十条の二の二十三第一項中「第七十二条の二十一第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項

「を」、「同条第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「金額」の下に「と、同条第二項中「とする」とあるのは」に、「当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業員のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業員数の合計数で除して計算した金額とする」を加え、同条第二項中「第七十二条の二十一第五項」を「第七十二条の二十一第六項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十一第六項」を「第七十二条の二十一第七項」に改める。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法第五十七条第十一項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十七条第十二項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十七	第十一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み

条第十三項

替えられた第十一項

第二十条の三第一項の表法人税法第五十八条第六項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十八条第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十八条第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第一百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法施行令第一百十二条第十二項第一号ハの項中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同表法人税法施行令第一百十二条第十七項の項中「第一百十二条第十七項」を「第一百十二条第二十三項」に改め、同表法人税法施行令第一百十二条第十八項の項中「第一百十二条第十八項」を「第一百十二条第二十四項」に改め、同条第二項の表法人税法第五十七条第二項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法第五十七条第十一項の項中「同項ただし書」を

「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十七 条第十二項	前項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み 替えられた前項
法人税法第五十七 条第十三項	第十一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み 替えられた第十一項

第二十条の三第二項の表法人税法第五十八条第六項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十八 条第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み 替えられた前項
法人税法第五十八 条第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み 替えられた第六項

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第一百二十二条第一項第一号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第 同項の規定により当該	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み
------------------------	--------------------------

百十二条第一項第二号	被合併法人等となる内 国法人の欠損金額	替えられた法第五十七条第六項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額
------------	------------------------	--

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第一号ハの項中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十二条第十三項	法第五十七条第六項 連結欠損金個別帰属額 （同項に規定する連結欠損金個別帰属額のうち）	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第六項 個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額のうち）
------------------	---	--

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第十七項の項中「第百十二条第十七項」を「第百十二条第二十三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十八項の項中「第百十二条第十八項」を「第百十二条第二十四項」に改め、同条第三項中「九年」を「十年」に改め、同条第四項中「第百十二条第十四項から第十六項まで」を「第百十二条第二十項から第二十二項まで」に改める。

第二十一条第一項中「九年」を「十年」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の九第十一項、」を削り、同条第二項中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第十一項、」及び「第六十八条の九第十一項、」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の四第十一項、」を削る。

第三十二条の二第四項第四号及び第三十二条の三第四項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。

第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

- 一 相互協議（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

三 前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、

その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第三十五条の五第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「第六十一条第三号」を「第六十一条第一項第七号」に改め、同項第三号及び同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十五条の七の二第四項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第三十五条の二十第二項第二号中「六分の一」を「十五分の三」に改め、同項第三号中「六分の一」を「十五分の二」に改める。

第三十六条の三第四項第一号及び第二号中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同項第四号中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第六項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が

」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を
「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第七項中「独立行政法人理化学研究所」を
「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第三十六条の八第一項第一号及び第三十六条の九第一項第二号中「公益社団法人又は」を「公益社団法
人、」に改める。

第三十六条の九の二を削る。

第三十六条の十の見出し及び同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第
一項第四号の七」に改め、同項第一号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人、」に改め、同条第二項
中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第一項第四号の七」に改める。

第三十六条の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の九」を「第七十三条の四第一
項第四号の八」に改める。

第三十七条中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加え、「第八条第二十七項」
を「第八条第二十八項」に改める。

第三十七条の四中「独立行政法人科学技術振興機構が」を「国立研究開発法人科学技術振興機構が」に、「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法」に改める。

第三十七条の七中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発機構法」に改める。

第三十七条の八中「独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発機構法」に改める。

第三十七条の九の三中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第七号又は第八号」に改める。

第三十七条の九の五中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「まで及び」を「まで又は」に改める。

第三十七条の九の六中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」に、「当該」

を「これらの」に改める。

第三十七条の九の七中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

第三十七条の九の十中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、「まで」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第三十七条の九の十一の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第三十九号の不動産）

第三十七条の九の十二 法第七十三条の四第一項第三十九号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舎の用に供する不動産

第三十七条の十六第一号中「、第三十九条の二の三第一項」を「、第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第一項第一号」を「第三十九条の二の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の二の三第一項第二号」を「第三十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第三十七条の十八第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十九条の二の三を第三十九条の二の四とし、第三十九条の二の二の次に次の一条を加える。

(法第七十三条の十四第十四項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 法第七十三条の十四第十四項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

第四十五条の三の二の見出しを「(法第二百九十二条第一項第四号の五ホの純資産額)」に改め、同条中「第六条の二十三の二」を「第六条の二十五」に、「第二百九十二条第一項第四号の五」を「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」に改め、同条を第四十五条の五とする。

第四十五条の三の次に次の一条を加える。

(法第二百九十二条第一項第四号の五口の政令で定める日等)

第四十五条の四 第六条の二十四第一項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第一項中「第五十二条第二項第一号」とあるのは、「第三百十二条第三項第一号」と読み替えるものとする。

2 第六条の二十四第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五八に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第二項中「第五十二条第二項第二号」とあるのは、「第三百十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

第四十六条の二の二の次に次の一条を加える。

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の三 第七条の三の二第一項及び第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」とあるのは、「第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

2 第七条の三の二第三項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者につ

いて準用する。

第四十八条の二を次のように改める。

(法第三百十二条第六項の政令で定める日等)

第四十八条の二 法第三百十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第一項において読み替えて準用する第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2 法第三百十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第二項において読み替えて準用する第六条の二十四第二項に規定する日とする。

第四十八条の九の二第一項中「控除対象外国所得税の額」の下に「及び同法第三百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額」を加え、同条第二項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「(において課された外国の所得税等」の下に「(当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた年において課されたものを除く。)」を加え、「所得税法第九十五条、」を「同法第九十五条及び第三百六十五条の六の規定並びに」に、「及び法」を「及び」に、「法第三百十四条の八」を「同条」に改め、同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を

「係る同条」に改め、同条第六項中「同条の外国の所得税」を「同条第一項に規定する外国所得税」に改め、「翌年度分」の下に「及び同法第六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分」を加える。

第四十八条の九の十二第一項中「同法、」を「同法又は」に、「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職」を「による老齢」に改め、同項第二号中「次条」を「次条第二号」に改め、同項第三号中「次条」を「次条第三号」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第二項第一号中「次条」を「次条第四号」に改め、同項第二号中「次条」を「次条第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（次条第五号及び

第六号において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において

「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（次条第九号において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次条第八号において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

第四十八条の九の十三第五号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十八条の九の十七の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定

める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更す

るものでないとき。

2 法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする所得割の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する所得割額並びにその年度及び納期限

三 前号の所得割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在

地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第四十八条の十一の七中「第三百二十一条の八第十項」との下に「、「法第五十三条第九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第九項」とを加える。

第四十八条の十一の十三中「第三百二十一条の八第十六項」との下に「、「法第五十三条第十五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十五項」とを加える。

第四十八条の十三第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三十項中「第八項又は第二十項」を「第九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第七項ただし書」を「第八項ただし書」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二

十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「同条の外国の法人税」を「同条第一項に規定する外国法人税」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項第二号中「第八項後段」を「第九項後段」に改め、同号イ中「第二十五項第一号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に、「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に、「第十項各号」を

「第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十三項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に、「第十四項、第二十一項及び第二十四項」を「第十五項、第二十二項及び第二十五項」に改め、同項第一号中「第二十項」を「第二十一項」に、「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

第四十八条の十五の三第三項第四号及び第四十八条の十五の四第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。

第四十九条の十二第一項第一号及び第四十九条の十三第一項第二号中「公益社団法人又は」を「公益社

団法人、」に改める。

第四十九条の十四を次のように改める。

第四十九条の十四 削除

第四十九条の十五の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の八」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改め、同項第一号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人、」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の八」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改める。

第四十九条の十六（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の九」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改める。

第五十条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第五十一条中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改め、同条第三号中「第八号」を「第九号」に改める。

第五十一条の十一中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第七号又は第八号」

に改め、同条第四号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第七号」に改める。

第五十一条の十五の二第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「まで及び」を「まで又は」に改め、同条第二項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第五十一条の十五の三中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」に、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の四中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

第五十一条の十五の五中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

第五十一条の十五の八中「独立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号イ」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項に、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の九中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号」を「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一号」に改め、「まで」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第五十二条の三の二中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

第五十二条の八中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

第五十二条の九中「独立行政法人海洋研究開発機構が」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構が」に、「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に改める。

第五十二条の十の四中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第五十二条の十の五各号中「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法」に改める。

第五十二条の十の六中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第五十二条の十の次に次の二条を加える。

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者)

第五十二条の十の十一 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九条の三第三十四項の償却資産)

第五十二条の十の十二 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一 医療分野の基礎研究又は医療分野の基盤的研究開発（医療分野の共通的な研究開発又は医療分野の研究開発であつて多数部門の協力を要する総合的なものをいう。）に係る業務

二 治験又は臨床研究に係る業務（その実施に要する費用について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、企業化が困難な技術に関する医療分野の研究開発（その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

第五十六条の二十六の五中「同条第三項第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第二項中「十六万円」

を「十七万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十五万円」を「四十七万円」に、「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同条第二項中「基準は」を「政令で定める基準は」に改め、同項第二号口中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同号ハ中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十九項」を「第四十八条の十三第三十項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」を「第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」を「同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項」に改める。

第五十八条中「第十項」を「第十四項」に改め、「第六条まで、第八条から」を削り、「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。

附則第五条の二の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の三に見出しとして「(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)」を付し、同条中「第四十二条の十第五項又は」を「第四十二条の十第五項、」に、「の規定により法人税額について」を「又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項中「第八条の六第一項」の下に「及び第六項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「又は第六十三条第一項」の下に「の規定により加算された金額」を加え、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「なお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項」の下に「の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額(同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。)」を加え、同表第八条の六第二項の項中「第八条の六第二項」を「第八条の六第二項第一号」に

改め、「若しくは第六十三条第一項」の下に「の規定により加算された金額」を、「なお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項」の下に「の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」を加え、同表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二」に改め、同条を附則第五条の二とし、附則第五条の四を附則第五条の三とする。附則第六条の二に次の三項を加える。

4 法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第二十四条第三項に規定する外国法人にあつては、法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所。以下

この項において同じ。)の従業者のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十六項中「ものは」の下に「、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて」を加え、同項第一号中「及び第三号」を削り、同項第三号を削り、同条第二十一項中「であつて」を「のうち」に改め、「除く。」の下に「であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの」を加える。

附則第九条第一項中「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改める。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第四項の改修工事等）

第九条の三 法附則第十一条の四第四項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一 次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅（次項において「住宅性能向上改修住宅」という。）の同条第四項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合にあつては、三百万円）以上であること。

イ 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

ロ 第三十七条の十六第一号に規定する共同住宅等の居住の用に供するために独立的に区画された一

の部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（イに掲げる工事に該当するものを除く。）

(1) 当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

(2) 当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

(3) 当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

ハ 法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下この項において「改修工事対象住宅」という。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して

定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ及びロに掲げる工事に該当するものを除く。）

ニ 改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ホ 改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等（以下このホにおいて同じ。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替（イからニまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ヘ 改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替（イからホまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ト 改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅の瑕疵^{かし}を担保すべき責任の

履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、イからへまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

二 前号イからへまでに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。

三 第一号ニからトまでに掲げる工事のうちいずれか一の工事に要した費用の額が五十万円を超えること。

2 法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事を行った改修工事対象住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 床面積が五十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものであること。

二 第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

附則第十条の二の二第一項を次のように改める。

法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三

項の規定により番号及び標識を付されたものとする。

附則第十条の二の二中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「陶磁器製造業、」を削り、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同項の表陶磁器製造業の項を削り、同表鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業の項中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表たい肥製造業で総務省令で定めるものの項中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「又はたい肥」を「又は堆肥」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する通信の用に供する機械又は自動車に類するものとして政令で定めるものは、レーダー、射撃統制装置その他総務省令で定めるものとする。

附則第十条の二の二に次の一項を加える。

11 法附則第十二条の二の七第五項に規定する政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

とする。

附則第十一条第二項第一号へ(1)中「三千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号ト(1)中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に、「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改め、同条第五項中「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項第二号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同条第十六項及び第十七項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則

第十五条第二十三項」に改め、同条第二十六項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同条第二十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同条第二十八項及び第二十九項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第三十項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、「護岸」の下に「（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）」を加え、同条第三十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同条第三十二項から第三十四項までの規定中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十五項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第三十六項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

38 法附則第十五条第四十三項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

附則第十一条の二第三項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の六の三 前条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第三十五条の三の三第一項に規定する未成年者口座管理契約（第四項において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（第三項から第五項までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、法附則第三十五条の三の三第二項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前条第二項中「附則第三十五条の三の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第二項」と、「規定する事由」とあるのは「規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する未成年者口座（第五項において「未成年者口座」という。）及び法附則第三十五条の三の三第三項に規定する課税未成年者口座（第五項

において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第三項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（第五項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

4 前条第三項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合について準用する。この場合において、同項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

5 前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務

者の基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第八項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

(地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条ただし書中「、第七條及び第八條」を削り、「同年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第二条中「をいう。」及び「を」のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課

税仕入れをいう。以下この条において同じ。）並びに」に、「をいう。」と」を「のうち、特定課税仕入れ以外のものをいう。」と」に改める。

附則第三条第三項の表及び第四項の表中「の次の徴収取扱費算定期間内」を「の次」に改め、「同年九月」の下に「から十一月まで」を加える。

附則第四条第一項中「この項」を「この条」に、「平成二十七年九月から十一月まで」を「平成二十九年三月から五月まで」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項の表中「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

附則第五条の表中「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条のうち予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第十九条第二号の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第八条中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十八年年度」

に改める。

附則第十条及び第十一条中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中地方税法施行令の一部を改正する政令附則第一条ただし書の改正規定（「、第七条及び第八条」を削る部分に限る。） 公布の日

二 第一条中地方税法施行令第三十五条の七の二第四項、第四十八条の九の十二第一項及び第二項並びに第四十八条の九の十三第五号の改正規定並びに同令第五十一条の改正規定（「本条」を「この条」に改める部分を除く。）並びに附則第五条第二項の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中地方税法施行令第七条の四の二第一項第九号の改正規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改正規定、同令第七条の三の二の改正規定、同令第八条の十二第二項の改正規定（「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部分に限る。）、同令第九条の七の改正規定（同条第二項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに同条第七項中「計算した額（以下この条、第四十八条の十三）」を「計算した額（以下この項、同条）」に改める部分及び「この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改める部分を除く。）、同令第九条の九の四第三項第四号、第九条の九の五第三項第四号、第十条第二項及び第三項、第三十二条の二第四項第四号、第三十二条の三第四項第四号並びに第三十五条の五第一項第二号の改正規定、同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の十三の改正規定（同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める部分、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改める部分及び同項第一号中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に

改める部分を除く。）、同令第四十八条の十五の三第三項第四号、第四十八条の十五の四第三項第四号及び第五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十五条第五項の改正規定（「特別区及び」を「特別区並びに」に、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第六条の規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中地方税法施行令附則第十八条の六の二の次に一条を加える改正規定 平成二十九年一月一日

六 第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令第一百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人税法施行令

第百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える部分を除く。）並びに同令第二十一条第一項の

改正規定 平成二十九年四月一日

- 七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第二条第二項第二号及び第六条の十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八条の九の二）」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項）」に改める部分を除く。）、「同令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「、法第三百十四条の八」を「、同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）並びに同令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定 平成三十年一月一日
- 八 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の三及び第五十一条の十一の改正規定 水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法施行令第三十六条の三第四項第一号及び第二号の改正規定並びに同令附則第十一条の二第三項の改正規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日

十 第一条中地方税法施行令第三十七条の改正規定（「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める部分に限る。）及び同令第五十条の改正規定 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

十一 第一条中地方税法施行令附則第六条の二に三項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）
（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日
（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の四の二第一項第一号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方

税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新令第三十五条の二十第二項第二号及び第三号の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における新令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

2 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について

、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における新令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における新令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における新令第三十九条の十四の規定の適用につ

いては、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十六年分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十一条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十七年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第二項第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する倉庫に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「旧令」と

いう。) 附則第十一条第二項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第十項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧令附則第十条第十項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十一条第三十項の規定は、施行日以後に新たに取得され、又は改良される同項に規定する償却資産に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得され、又は改良された旧令附則第十一条第三十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第六条 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正

する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

- 2 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出については、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。
- 3 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出については、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の二十六の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十七年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十六年分までの個人の事業及び平成二十七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九の規定は、平成二十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第九条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の五の改正規定を削る。

第四十八条の二の改正規定を削る。

第五十八条の改正規定中「改め、」第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える」を「、「第三十条の二」を「第三十一条」に改める」に改める。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税引上げの施行日の変更に対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。